

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条 適用

本業務委託は、契約書、本特記仕様書、図面、及び共通仕様書等により実施する。

### 第2条 通報等

- 1 受注者は、常に監督員と連絡の取れる体制を心掛けなければならない。
- 2 受注者は、第三者から通報・連絡等があった場合は、丁寧に対応し、その内容を速やかに監督員に報告しなければならない。

### 第3条 監督員の立会い

1. 受注者は、監督員が立会いを指定した業務については、監督員の立会いを得て実施すること。
2. 受注者は、業務実施にあたり、監督員の立会いを必要と認めた時は、監督員に立会いを求めることができるものとする。

### 第4条 跡片付け

1. 受注者は、業務が完了した時は、直ちに跡片付けおよび清掃等を行わなければならない。
2. 業務が着手した日に完了しない時は、監督員に報告するとともに、他に危険が生じないように必要な保安施設等の措置を講じなければならない。

### 第5条 廃棄物、発生材の処理

- 1 産業廃棄物は関係法令を遵守し適切に処理すること。  
なお、処理にあたっては、第三者に損害及び迷惑をかけないように十分注意しなければならない。
- 2 廃棄物、発生材は、原則としてその日のうちに処理すること。

### 第6条 関係機関への手続き

受注者は、業務実施にあたって、監督員と協議を行い関係機関への手続き、又は手続きに必要な資料の提出を速やかに行わなければならない。

### 第7条 提出書類

受注者は、業務の実施にあたって、委託契約書に定めるもの及び下記1～5に定めるもののほか、監督員の指示する書類を提出しなければならない。

#### 1 業務計画書

受注者は、業務着手に先立ち契約書に基づいて提出した工程表により現地調査を行い、業務実施上の問題点、工程等について監督員と十分協議を行い、下記の事項を記載した業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。

ただし、下記各号について不要と判断される項目については、監督員の指示(承諾)により記載内容を含め一部を省略することができる。

- 1) 業務概要
- 2) 計画工程表
- 3) 業務組織計画(業務内容と担当者名を記載すること)

- 4) 現場組織表(実施体制、連絡体制、職務分担等)
- 5) 主要車両・資材・機材
- 6) 業務実施方法(図面等添付)、点検時の影響一覧を含む
- 7) 安全管理(安全管理体制、保安対策等)
- 8) 緊急時の体制及び対応
- 9) 提出書類の内容及び部数(点検結果報告様式を含む)
- 10) その他必要なもの

## 2 作業要領書

受注者は、業務計画書の業務実施方法のうち、具体的な作業の要領を作業2週間前までに提出すること。

なお、作業要領書は電気主任技術者、監督員と十分に打ち合わせを行った後、提出すること。

- 1) 作業内容と方法
- 2) 作業日
- 3) 作業時間(スケジュール)
- 4) 停電範囲
- 5) 手順書
- 6) 操作機器名
- 7) 機器養生方法
- 8) 作業人員の配置計画

## 3 業務記録写真

- 1) 点検作業状況を工種毎に撮影し、作業年月日、作業場所、作業内容、受注者名を記した黒板等を入れること。
- 2) 写真は、施工場所及び規模が判別できるものとし、同一位置から業務の着手前、作業中及び完了後撮影したものとする。  
なお、作業状況等、写真内容の説明を記載すること。

## 4 業務報告書

受注者は、各年度の業務終了後速やかに、次の内容を記載した書類を提出すること。

- 1) 点検結果総括(不具合内容、対策を含め設備毎に概要をまとめる。)
- 2) 点検結果報告書(試験記録を含む。)
- 3) 不良個所詳細報告書(内容、写真、対処方法、概算見積書、不良部分の対策提案(仕様書等を含む。))
- 4) 向こう3年間の交換推奨個所報告書(概算見積書、交換部分の提案書(仕様書を含む。))
- 5) 測定計器の校正記録
- 6) その他、監督員の指示するもの

## 5 委託業務打合簿

公社と打合せ等を行った場合に提出すること。

#### 第8条 業務履行及び管理

- 1 受注者の作業時間は、次のとおりとする。  
原則として祝祭日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。  
ただし、幹線管渠、ポンプ場及び処理場の運用上、または発注者の事情等でこれ以外の時間を指定して作業を行わせることがある。
- 2 受注者は、業務実施にあたり常にその機器の目的、性能を把握し操作、点検調整を確実に実施できる熟練した技術者及び作業者を派遣し、責任もてる体制で業務を実施すること。
- 3 受注者は、工程表に示された業務量に対し十分対応できる車両、機械器具を準備し、作業を行うこと。
- 4 受注者は、業務の遂行上、必要な仮設備を発注者の承認を得て施設すること。

#### 第9条 工程管理

- 1 業務進捗は、提出した業務計画書(工程表)によるが、受注者は、常に稼働設備の作業にあたっては支障となる時間の短縮に努めるよう心掛けなければならない。
- 2 発注者は、業務計画書に基づく業務中であっても、発注者の事情等により、やむを得ず受注者に作業の一部を中断、延期させることがある。
- 3 受注者は、作業に先立ち当日の作業方法及び予定、また、毎日の作業終了時に工事日報の提出とともに、翌日の作業予定及び作業予定人員等について監督員に連絡しなければならない。
- 4 受注者は、必要により随時工程会議を開くこと。

#### 第10条 安全管理

- 1 受注者は、業務に従事する者に対して定期的に当該業務に関する安全教育を行い、作業員等の安全意識の向上を図ること。
- 2 車両、重機その他作業機器は使用に先立って始業点検を行い、安全を確認した上で使用すること。
- 3 作業責任者(又は資格の必要な作業の有資格者を含む。)は、ヘルメット・腕章等で資格表示を行って作業にあたること。  
なお、責任者は業務計画書等であらかじめ発注者に報告された者とする。
- 4 現場代理人は常に作業員に対し作業指揮はもとより、作業態度、服装、安全具の使用等の指揮監督を行うこと。  
なお、現場代理人が現場を離れるときは、常に所在場所を明らかにしておくとともに、代行者を指定し監督員に報告すること。
- 5 受注者は、高所作業又は高、低圧充電部に近接して業務を行う場合、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置等について監督員と協議し、必ず安全具、保護具、検知器を使用して作業を行うこと。
- 6 受注者は、酸素欠乏・硫化水素の危険を伴う業務を行う場合は、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置等について監督員と協議し、換気装置、呼吸用保護

具、検知器を常備して作業を行い、作業員に労働省令で定める酸素欠乏危険作業について特別な教育を行うこと。

7 受注者は、作業に先立ち、下記事項等について監督員と協議し必要により標示等の処置を行うこと。

- 1) 操作スイッチの操作禁止標示
- 2) 作業区域標示と立入り禁止処置等
- 3) 機器の取扱い注意標示
- 4) 危険物標示
- 5) その他必要なもの

#### 第11条 補則

- 1 設計書、仕様書にない事項であっても、機器の保全上当然必要と認められる軽易事項については、受注者の負担においてこれを施工しなければならない。
- 2 本仕様書は、一般的に記載したもので、業務の種別により一部該当しないものはこれを省略する。

## 第2章 松阪浄化センター及び場外ポンプ場電気設備点検業務

### 第1条 適用

この特記仕様書は、松阪浄化センター及び場外ポンプ場電気設備点検業務に適用する。

### 第2条 目的

本業務は、松阪浄化センター及び場外ポンプ場において、自家用電気工作物保安規程（以下「保安規程」という。）第11条及び第12条に基づく三重県下水道公社設備点検保守要綱（以下「保守要綱」という。）により点検を実施し、電気設備の保安と維持管理を図ることを目的とする。

### 第3条 業務場所

松阪浄化センターほかポンプ場の下記に掲げる自家用電気工作物の電気設備（直流電源設備及び無停電電源装置・低圧（動力）設備も含む。）とする。

松阪浄化センター	松阪市高須町3922番地
三渡川ポンプ場	松阪市小津町617番地
中川ポンプ場	松阪市嬉野川北町字西山526-23
川口ポンプ場	津市白山町川口字山脇3852-1
井生ポンプ場	津市一志町井生字下田5-5
二本木ポンプ場	津市白山町二本木5337-2
山添ポンプ場	松阪市山添町花鶴
早馬瀬マンホールポンプ場	松阪市早馬瀬町字下道280-5
朝長マンホールポンプ場	多気郡多気町大字弟国字コンペ310番地
弟国マンホールポンプ場	多気郡多気町朝長中新田南ノ坪571号

### 第4条 業務の範囲

- 1 各年度内訳明細書1～19に記載した電気設備について、三重県下水道公社設備点検保守要綱に基づき点検業務を実施する。なお、当施設は、電気事業法第42条第1項の規定に該当する三重県流域下水道事業保安規程（三重県県土整備部下水道課制定）第11条及び第12条により運用されているので、その規程及び三重県流域下水道事業統括管理電気主任技術者（以下「電気主任技術者」という。）より指示がある場合は、それに従うものとする。
- 2 定期精密点検（1年）は巡視点検内容を包括し、定期精密点検（3年）は巡視点検及び定期精密点検（1年）の内容を包括するものとする。

また、自家発電設備については製作者の1ヵ年点検に準拠するものとする。

なお、自家発電設備の点検は、タイムチャート表を作成し、それに基づいた自動及び手動の起動試験を行う。なお、この試験は点検終了後には、実負荷で実施する。
- 3 点検業務中に対応しなければならない故障部分、又は不具合箇所を発見した場合は、速やかに監督員に報告するとともに、軽微な修理については対応を行うものとし、不具合箇所等は、この仕様書等に明記されていない場合でも、軽微なもの又は

点検時において処理できるものについては、受注者の責任において処理（簡易な整備（テープ養生、ビス交換他類似項目等）を含む）するものとする。なお、絶縁抵抗回路不具合を発見した場合、細部（上位部から下位の末端部の回路までを指す）まで不具合箇所の調査を行うものとするが、詳細の細部が広範囲にわたる場合および本業務対象外など困難を来すような時（インバータ回路を含む）等には、監督員と協議の範囲とすることができる。

- 4 点検・測定・清掃に必要な工器具、測定機器類、照明器具、エンジン発電機（燃料含む）、保安接地器具、検電器及び清掃用具等は請負者が準備するものとする。

特殊工具・器具については発注者の備品を使用してよいが、使用前に状態を確認し常に良好な状態で使用するものとする。

- 5 仮設電源は点検業務に必要なもののほか、管理本館については電話交換機、放送設備、公社事務所コンセント、階段照明、給水ポンプ等について下記のとおり準備するものとする。なお、作業方法・作業工程等下記以外にも別途仮設電源を要する場合があります。

- 1) 停電に伴い必要な施設管理用仮設電源箇所

・松阪浄化センター：

管理棟

ア) 2F 分電盤 ML-2-1（女子更衣室内）1φ3W AC100/200V 50A 程度

接続箇所（回路名）等：分電盤主幹ブレーカー電源側端子（事務所コンセント等電源、3F 電気室分電盤 ML-3-1 の送りブレーカ切後作業）

イ) 2F 分電盤 ML-2-2（遠方監視室隣）1φ AC100V 30A 程度

接続箇所（回路名）等：電話交換機(7)及びアンプ(9) 回路

ウ) 1F 分電盤 ML-1-1 1φ AC100V 15A 程度

接続箇所（回路名）等：廊下電灯（階段用）回路

ブロワ棟

ア) 建築動力変圧器盤 B1-LC02 3φ3W AC200V 5 5kVA 以上

接続箇所（回路名）等：該当ブレーカーMCB52B1FB9（散水給水ユニット 3 7kW）端子台

- 2) 点検業務に必要な仮設電源箇所※発電機容量は個々の負荷容量（概ね 700W 程度）

・松阪浄化センター：

管理棟

ア) 3F 電気室 ML-3-1 1φ AC200V

接続箇所（回路名）等：①電気室電灯回路

イ) 1F 発電機室 67G 1φ AC100V

接続箇所（回路名）等：67G リレー用電源(P1-P2 間)端子

汚泥処理棟

ア) 照明分電盤 SL-2-2 1φ AC200V

接続箇所（回路名）等：③受変電室及び②電気室照明回路

スクリーンポンプ棟

ア) 分電盤 P-M-1-1 1φ AC200V

接続箇所(回路名)等: ⑨電気室照明回路

消毒放流ポンプ棟

ア) 分電盤 L-1-1 1φ AC100V

接続箇所(回路名)等: 電気室照明2箇所(ELB-2、ELB-3)回路

ブロワ棟

ア) PL-1 動力電灯分電盤 1φ AC200V

接続箇所(回路名)等: ①及び②電気室照明回路

イ) 建築動力変圧器盤 B1-LC02 3φ 3W AC200V

接続箇所(回路名)等: TB 端子台(MCB52B1FB9 切後切替作業)

急速ろ過棟

ア) 照明分電盤 L-1 1φ AC100V

接続箇所(回路名)等: ②電気室照明回路

イ) 低圧分岐盤 LP-1 UPS 電源 1φ AC100V (UPS 電源)

接続箇所(回路名)等: 端子台の OL03-TL03 間

・山添ポンプ場:

ア) 低圧分岐盤 LB-1 UPS 電源 1φ AC100V

接続箇所(回路名)等: UPS 電源の端子台 Z3 の RL4-OL4 間 (UPS 電源)

・二本木ポンプ場:

ア) 分電盤 PLP-1 1φ AC200V

接続箇所(回路名)等: 電気室及び自家発電機室照明・酸素注入機室コンセント回路

イ) 低圧分岐盤 L1 UPS 電源 MCCB24 1φ AC100V

接続箇所(回路名)等: 端子台の Z41-R41 間(線番: A207Z41-A207R41)  
(UPS 電源)

・井生ポンプ場:

ア) 分電盤 LP-1 1φ AC200V

接続箇所(回路名)等: 電気室・搬出入室兼脱臭室、沈砂池機械室照明回路

イ) 低圧分岐盤 LB-1 UPS 電源 1φ AC100V MCCB 52LF4G-52LF4 切替

接続箇所(回路名)等: 端子台の RLF4G-OLF4G 間 (UPS 電源)

・川口ポンプ場:

ア) 可搬式発電機引込盤 S06 (UPS 電源) 1φ AC100V

接続箇所(回路名)等: 発電機入力端子台

・三渡川ポンプ場:

ア) 主幹盤 MM-1 1φ AC100V

接続箇所(回路名)等: ⑥及び⑦電気室照明回路

・中川ポンプ場：

ア) 分電盤 L-1 1φ AC100V

接続箇所(回路名)等：電気室照明回路

イ) 低圧分岐盤 LP-1 1φ AC100V

接続箇所(回路名)等：端子台の OL03-TL03 番間 (UPS 電源)

6 取替品については各年度の材料費明細書の記載のとおりとする。

7 松阪浄化センターの高周波対策機器盤のアクテブフィルター装置等の点検は、電気設備点検の精密点検(3年周期)に併せて行う。

8 点検報告書は、各年度毎に点検終了後速やかに提出するものとする。

9 点検対象のうち履行期間内に設備更新が行われる場合、更新される設備が引き渡される年度においては当該設備の点検は行わないものとする。ただし、機能増設される設備については通常どおり点検を行う。

#### 第5条 業務の実施

1 各年度の点検、測定を行うに当たっては、営業運転中につき停電時間等、運転に支障を与える作業については、作業時間が最小になるよう工程計画を、監督員と十分に打ち合わせの上行うものとする。

なお、停電時間の制限は、次のとおりとする。

1) 松阪浄化センター内

ア) 管理棟電気室 : 停電時間は1日につき3時間 但し作業時間は2時間程度とする。

イ) ブロワ棟電気室 : 同上

ウ) 急速ろ過棟電気室 : 同上

エ) 放流ポンプ棟電気室 : 同上

オ) 汚泥処理棟電気室 : 同上

カ) スクリーンポンプ棟電気室 : 同上

2) 三渡川ポンプ場電気室 : 同上

3) 中川ポンプ場電気室 : 同上

4) 川口ポンプ場電気室 : 同上

5) 井生ポンプ場電気室 : 同上

6) 二本木ポンプ場電気室 : 同上

7) 山添ポンプ場 : 同上

8) 自家発電設備、無停電電源装置、及び直流電源装置は、機器別に停止して作業のこと。但し、作業時間は1日につき7時間以内(昼間)、夜間は運転可能とする自家発電設備における作業において2～3日必要な場合は、監督員と協議する。

なお、管理棟電気室の3時間停電に合わせて、各棟電気室の点検を同時に行うことは可能とする。また、1日の3時間の停電時間に点検が終了しない場合には、後日に3時間停電し点検を行うものとし、管理棟の停電は、週のうち月曜日または金曜日が望ましい。



松阪浄化センター内の水処理設備に影響のないよう停電は概ね1週間に2回程度とし、監督員と協議する。

- 2 現場代理人等業務責任者は、点検に先立ち、事前に工程表、作業の内容と停電範囲、作業時間等を記載した電気設備操作手順表を作成し、電気主任技術者、監督員、施設運転管理業者等と充分打ち合わせの上作業にかかるものとする。
- 3 点検業務期間中は、点検の開始及び終了時に、必ず来場者用受付表（管理施設入退場記録表）に記入するとともに監督員に連絡すること。
- 4 作業にあたって安全の確保、確認及び監視を行い、災害予防を充分に行うこと。
- 5 管理棟内に入るとき、または中央監視室、各電気室等上履きが必要な場所に入るときには、作業員にて準備を行い使用すること。

作業範囲は、充分養生し床面等汚さないよう努めること、また作業後、周囲の清掃をすること。なお、作業により生じたごみ、廃棄物等は持ち帰ること。

#### 第6条 その他の留意点

- 1 業務期間中は毎日、当日の作業予定及び作業結果を報告すること。
- 2 完成図書等を参照し、点検作業前に設備を十分に理解したうえで作業に当たること。
- 3 点検業務に先立ち、監督員と実施時期及び詳細工程の打合せを行うこと。点検時期は監督員と打合せの上決定する。
- 4 業務実施にあたり事前に現地調査を行い、常にその機器の機能、性能、電気回路、シーケンス回路図、水処理運用を十分把握し、操作、点検調整を確実に実施できる熟練した技術者及び作業員（製作メーカー技術員含む）を派遣し、責任を持てる体制とすること。
- 5 点検・測定・清掃に必要な工具類、測定計器類、照明用具、エンジン発電機（燃料を含む）、接地器具、検電器、清掃用具等は、受注者側で準備すること。  
ただし、リフタ、クレーン等、浄化センター等備え付けの備品の使用は許可する。
- 6 同時期に関連する他の業者の停電作業がある場合は、同じ日程で作業を行うなどのため、でき得る限り停電回数を少なくおさえられるように計画すること。
- 7 停電・復電作業に伴う機器の停止・運転は、原則として発注者側が行う。ただし、盤内および作業安全確保のための検電及び接地器具等の取付作業は、受注者の業務とする。
- 8 作業は現有設備において実施するものであり、仕様書、図面に記載された点検数量と実施数について差異が生じても設計変更は行わないものとする。  
なお、設備の増加に関わるものはその限りではない。  
また、毎年度の点検作業時に電気設備点検機器表について現場と差異がないか確認を行い、差異がある場合には監督員に数量調書を作成し提出しなければならない。
- 9 その他、疑義のある場合は監督員と協議すること。